議案第11号

瑞穂町町道における移動等円滑化の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成25年3月5日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の改正に伴い、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町町道における移動等円滑化の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第 10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な町道 の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町道 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に 規定する市町村道のうち、町が道路管理者であるものをいう。
 - (2) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設(横断歩道

橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。

- (3) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、 法、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路構造令(昭和45年政令第320号)において使用する用語の例による。 (歩道)
- 第3条 町道(自転車歩行者道を設ける町道を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有 効幅員は、規則で定める基準を満たすものとし、当該歩道等の高 齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

- 第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い 仕上げとするものとする。

(勾配)

- 第6条 歩道等の勾配は、規則で定める基準を満たすものとする。 (歩道等と車道等との分離)
- 第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合 の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して 縁石線を設けるものとする。

- 2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。) に設ける縁石の車道等に対する高さは、規則で定める基準を標準 とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の 状況等を考慮して定めるものとする。
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、 歩道等と車道等との間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等寄り に並木若しくは柵を設けるものとする。 (高さ)
- 第8条 歩道等(縁石の部分を除く。)の車道等に対する高さは、 規則で定める基準を満たすものとする。ただし、横断歩道に接続 する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

- 第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回できる構造とするものとする。
- 2 前項の歩道等の部分の縁端の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(立体横断施設)

- 第10条 町道には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、移動等円滑化に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化が行われた立体横断施設」という。)を設けるものとする。
- 2 移動等円滑化が行われた立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、当該立体横断施設の経路上に生じる高低差が小さい場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
- 3 前項に規定するエレベーター又は傾斜路のほか、移動等円滑化が行われた立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けるものとする。 (エレベーター等)
- 第11条 移動等円滑化が行われた立体横断施設に設けるエレベーター、傾斜路(当該傾斜路の踊場を含む。以下同じ。)、エスカレーター、通路及び階段(当該階段の踊場を含む。以下同じ。)の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(高さ)

第12条 乗合自動車の停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、規則で定める基準を満たすものとする。

(ベンチ及び上屋)

第13条 乗合自動車の停留所には、ベンチ及び当該ベンチの上屋 を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既 に存する場合、又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを 得ない場合は、この限りでない。

(障害者用駐車施設)

- 第14条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車の用 に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるも のとする。
- 2 障害者用駐車施設の数及び構造は、規則で定める基準を満たす ものとする。

(障害者用停車施設)

- 第15条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を 設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する施設 (以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。た だし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 2 障害者用停車施設の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(歩行者の出入口)

第16条 自動車駐車場の歩行者の出入口の構造は、規則で定める 基準を満たすものとする。ただし、当該基準を満たす出入口に近 接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りで ない。

(通路)

第17条 障害者用駐車施設に通じる歩行者の出入口から当該障害 者用駐車施設に至る通路のうち、1以上の通路の構造は、規則で 定める基準を満たすものとする。

(エレベーター)

第18条 自動車駐車場の場外へ通じる歩行者の出入口が設けられていない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)を

有する自動車駐車場には、規則で定める基準によりエレベーター を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない 場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 第11条のエレベーターの規定は、前項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第19条 第11条の傾斜路の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

(階段)

- 第20条 第11条の階段の規定は、自動車駐車場の場外へ通じる 歩行者の出入口がない階に通じる階段の構造について準用する。 (屋根)
- 第21条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第17条に規定する1以上の通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第22条 障害者用駐車施設を設ける階に設ける便所の構造は、規 則で定める基準を満たすものとする。

(案内標識)

- 第23条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある 箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者 等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁 施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円 滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。
- 2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

- 第24条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所において乗合自動車の乗車口を案内するための箇所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
- 2 視覚障害者誘導用のブロックの色は、黄色その他の周囲の路面

との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別 できる色とするものとする。

3 第1項の視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等 円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚 障害者を案内するための設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第25条 歩道等には、ベンチ及び当該ベンチの上屋を適当な間隔で設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(照明施設)

- 第26条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- 2 乗合自動車の停留所及び自動車駐車場には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定にかかわらず、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、同条の歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭さく部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場

合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間 における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することがで きる。

- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8 条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認め られるときは、当分の間、この規定による基準によらないことが できる。